主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人阿部正一の上告趣意のうち、憲法三八条三項違反をいう点は、原判決が是認した第一審判決は、判示第二及び第三の一ないし四の各事実の証拠として、被告人の自白のほか供与の申込みを受けた者の証言、受供与者の検察官に対する各供述調書等をも挙示しており、右証拠は、被告人が各実行行為の全部を自ら行つた本件においては、補強証拠として十分なものと認められるから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点(「昭和二九年(あ)第一〇六五号同三二年五月二八日最高裁大法廷判決」とあるのは「昭和二九年(あ)第一〇五六号同三三年五月二八日最高裁大法廷判決」の誤記と認める。)は、所論引用の判例は、本件と事案を異にし適切でないから、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五五年九月一〇日

## 最高裁判所第二小法廷

良	忠	下	木	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
頼	重	本	塚	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官